

## SNS 等利用に関する明示書

弊社は、SNS 等インターネットにおける情報発信について、固有名称を公開することはもとより、それが匿名であったとしても他の情報との関連で情報対象が特定できる場合があること、また個人の見解であることを明示している場合であっても業務上の情報発信と受け止められる場合もあることを踏まえ、弊社から情報発信を行うに際して、下記の規律を遵守します。

- ① 業務上外を問わず、後項で記述する情報や画像等を Facebook、Twitter、Line 等の SNS、ブログ等、メール、メッセージサービス、その他の方法でインターネット上に弊社が掲載することを原則として行わない。  
尚、業務上、弊社のインターネット媒体（ホームページ、ブログ、Facebook ページ、各種 SNS、Twitter 等）および営業・広報活動に利用する必要がある場合は、別紙の掲載許諾申請書を当該顧客に申請し、許諾を得たものに限る。
- ② 当該顧客が許諾の無い掲載と判断した事項、その他不適切な掲載と判断した事項については、当該顧客の求めに対して、直ちに修正または削除の手続を行う。
- ③ 業務上知ることの出来た営業情報・個人情報等について、当該顧客の許諾が無い情報を第三者へ情報発信を行わないよう注意する。また、他の情報との関連によりその内容を特定される恐れのあるものについても、同様の注意をする。
- ④ 会社名称、固有名称、業務内容、画像、映像、人物をインターネット媒体に掲載する場合には、あらかじめ当該顧客および現場担当者に掲載許諾申請書を申請し、画像掲載およびその内容の許可を得てから掲載する。
- ⑤ 知的財産権・産業財産権・所有権・肖像権の理解に努め、許諾のある情報掲載であっても、当該顧客の前述権利侵害の恐れがある場合、直ちに情報の掲載を中止し、削除する。

2016 年 7 月 1 日

株式会社ハブネス  
代表取締役 曾我部公太